

國第十三回
參議院外務・人事連合委員會會議錄第二号

昭和二十七年三月二十六日(水曜日)午後二時二十九分開会

○外務公務員法案（内閣提出、送付）

○政府委員(石原幹市郎君) これはたしか昨日もこゝで申上げたかとも思う

るといふ方法をおとりにならなかつたのか、この点を一般職の職員の保障のために十分慎重に考慮を加える必要がある。

点でございますが、政務次官のほうでは、今まで外人の雇用とか、全権委員の問題とか、大使、公使と、いろいろ

出席者は左の通り

委員長
理事
委員
有馬
德川
英二君
賴貞君

人事委员

理事

卷三

政府委員

人事院總裁

宮田重文君
千葉信君
森崎隆君
紅露みつ君

杉原 荒太君
伊能君
伊達源一郎君
中山 福藏君
大隈 信幸君
兼岩 傳一君

| | | |
|-------------------|--------|-----|
| 人事院總裁 | 淺井 | 清君 |
| 人事院事務總局法制局長 | 岡部 | 史郎君 |
| 外務政務次官 | 石原幹市郎君 | |
| 外務大臣官房長 | 大江 | 晃君 |
| 外務事務官 | | |
| (外務大臣官房 審議室勤務) | 三宅喜一郎君 | |
| 事務局側 | | |
| 常任委員会専門員 | 坂西 | 志保君 |
| 常任委員會專門員 | 久保田貢 | 一郎君 |
| 常任委員會専門員 | 川島 | 孝彥君 |
| 常任委員會専門員 | 熊埜御堂定君 | |

附則では、外交官、領事官その他の在外職員、学校教員、裁判所の職員、こういう職種に対しては国家公務員法の特例を要する場合においては別に法律又は人事院規則でこれを規定することができる、こういうふうになつてゐるわけでありまして、恐らくこの十三條から今までの外務公務員法の提案となつたと思うのですが、どうしてこういう法律を附則第十三條に言われているように、國家公務員の特例法という形でお出しにならなかつたか、その点について御解答をお願いいたします。

も、国家公務員法の適用から除外して、外務公務員法で律するという條件が、なんにたくさん出ておるのであります。が、これはもう明らかに国家公務員法によつて保護されなければならない職員に対しても不利益な扱いをするといふ結果に陥つてゐると思うのです。そういう場合に、なぜ一般職の外務公務員だけに限つて、例えば教育公務員特例法等にあるように、それから又この附則第十三條にあるように、国家公務員法等に抵触すると認められるに至つた場合には、国家公務員法が優先す

ございまして、本省勤務のものといえども、やはりいろいろ、国際会議その他にも出ると、こういうこともございまして、外地勤務のもの、本省勤務のもの、通じましてかような特例規定を定めておるのでございます。それから一般国家公務員法との関係につきましては、この外務公務員法の第三條に規定されておりまするよう、この特例を除いたほか一切の外務職員に適用されることとされておるのでござります。

○森崎謙君 今の問題に関連して……。今千葉委員からお話をなつたこの

目録を私自身もご文立しならうが形でお出しして行こうというような意図が十分現われている。こういう法律案を作るということ自体が非常に私は大きな疑問を感じるのであります。これが特例法という形で昨日も人事院のかたが説明されておるよう私に聞きましたが、それでしたら今千葉委員が申されましたように、はつきり教育公務員特例法と同じように、特例法としての性格は、はつきり私は打出すべきじやないか。今伺つたように、それ以外のことも入つておるというような理由で、外務公務員法という形では、実はその

内容にはとんでもないいろいろな問題があると思いますが、この点で私は非常に十分納得しかねるわけであります。これについてはつきり、どういう意図でこういうような性格を持つ法律があるか

○政府委員(石原幹市郎君) 先ほど申がここまで生まれて来たかについて、もう少し私は良心的な御説明を頂きたいと思うのであります。

上げたことでどうも御満足が行かないようであります。これは先ほど申上げたことが全く真正直なところでございまして、勤務地が世界各地に亘つ

ておると、それから職務責任が対外的、国際的であるというところから、普通の国家公務員法だけでは律しられ

ない面が多々出て参るのでありますし、そういうところの特例が非常に出て来るわけであります。それをおとめして他の先ほど申上げましたように、

大、公使の特別職とか、外国人の関係者の規定とか、そういうものが入りますので、外務公務員法と名前を定めて提

出したわけてございまして、これは必ず
人事院のほうにお尋ねされても結構な
構なのであります。が、意識的に計画的

に国家公務員法を適用しようと
いう意図でやつたものでは毛頭ないの
でございまして、各條々々の御審議を
願いますれば、必然的に御了解を願え

○森崎隆君 今の説明はさつきの説明と同じでございまして、結局これは具體的な各条案議に入りましたときのことと私は思つております。

具体的な問題を取上げて申し上げる以外に手がないのでございますが、丁度

人事部課長も来られましたから、経営にいろいろお聞き頂いたらいいいと思います。

○森崎隆君 昨日私実は初めてこの法案を頂きました、やつと昨日一通り読んだだけで、十分まだ頭に入つていないのでございますが、昨日他のかたから、どうぞ諒裁に御質問があるかたは、そのほうを先に質問をして頂きたいと思います。

○森崎隆君 昨日私実は初めてこの法案を頂きました、やつと昨日一通り読んだだけで、十分まだ頭に入つていないのでございますが、昨日他のかたから御質問がいろいろありました場合に、外務省関係でこの法案が作成された過程におきまして、人事院には緊密な連絡をされまして、大体まあ人事院としましては、この法案は一応これでいいといったような御賛同があつたようになりますが、この点につきまして、諒裁からどういうような折衝があつて、諒裁として、この法案につきまして、全般としてどういうお考えを持つていらっしゃるか、お聞きいたしたいと思います。

○政府委員(淺井清君) お答えを申しますが、この外務公務員法の立案案の当初から、人事院といたしましては、主務官厅である外務省から十分な連絡を受け、又当方からも種々意見を述べてあります。結果といたしまして、私の見るところでは、人事院の申し述べました意見というものは全部ここに盛られておるよう思つております。

○森崎隆君 それじや、この法案 자체に対しても人事院としては一応満足度あるというお気持を現在持つていらっしゃるのですか。

○政府委員(淺井清君) お説の通りでござります。

○森崎隆君 具体的な問題はあとにいたしまして、私はまだ二、三度しか読まないので、或いは間違つておるかも

外務公務員法といらうものが、法案が今も実け
政務次官にもお尋ねいたしたのでござ
いますが、人事院の権限からこれは意
識的に逸脱しておる、しようといふ意
図が私はこの全体の中に十分に窺われ
るのでござりますが、これはまあ総合
的な意味で、縦裁があつともそろい
うことはお考えにならないで、これは
人事院の権限といらうものは、公務員全
体に対する人事院の権限といらうものは
完璧に守られておるというような自信
なり、又具体的にそういうものをなし
得る意思を持つていらつしやるかどうか
か、その点をお聞きしたいと思ひます。
○政府委員(淺井清君) 御承知の通り
に、初めて国家公務員法を制定いたし
ましたときに、附則の十三條で、将来
通りでございます。二十三年の公務員
法改正でこの例示は取去られましたた
れども、その趣旨でこれまで特例とい
うものを制定して参つておるわけでござ
います。先ず第一は学校教員に対する
教育公務員法、それから第二には檢
察官に対しましては檢察官法、これら
はすべてその職務の特殊性に基きまし
て必要な特例を認めておる、これ又國
会で御制定になつた通りでございま
す。そこでここに提案されておりま
るところの外務公務員法においても、
外務公務員の特性に基いて若干の特例
を定めておるのでござりますが、只今
お示しのだん、人事院の権限を逸脱
して参るという点から見ますれば、む
しろ檢察官法や、教育公務員特例法の
ほうが、より高く逸脱しておると言え

ば言い得るのでございまして、それから見ますると、このほうはその程度は少いと思つております。その程度が少いということは、逸脱を私が認めておるわけではないのでございまして、ふだ特例といふものの設け方が、学校教員関係、検察官よりはこのほうが少く、と私は考えております。

○小糸信重 只今の私は淺井さんの委崎さんに対する御答弁は了承しかねるのです。例えば具体的に申上げて、淺井總裁が別記された附則第十三條の規定ですね。この点なんかについては、一応はつきりとここに附則第十三條の古いのには外交官、領事官その他の外職員、その他今淺井さんが言われた学校教員だとか、裁判所の職員、検察官の職員、こういうふうになつておられます。ところがこれは浅井さんも御知る所のよう、今度の外務公務員法で非常に大きな問題となる一般職の職員、ここには例示されていない一般職の職員で領事事務に従事する外務省の職員諸君、それから又第十九條から第二十一條にかけての外交機密の漏洩等という問題については、これは今度の外務公務員法の附則第二項にも、外務省を省に勤務する一般職の職員が全部包含されである。こういう条件は実は今までの外務公務員法の大きな問題点であります。而も今申上げた職員について、諸君については、從来これは一般職員として、人事院がその権限内に置いてこれらの職員の利益を擁護する、いわ立場にあつたはずなんです。そぞういう附則第十三條、古い附則第十三條の公務員法による保障から除外されよう。

今私は言わしむれば、ぬけくと人事院の権限は何ら長ざれておらない、そういう御答弁でございましたが、私はこれはどうも浅井さんは正氣で答えておるかどうか疑わざるを得ないのであります。例えばそういう人事院の権限が縮小されて行くというような状態に対し、具体的に申上げると、職階制の格付の問題もそうです。当然人事院でやるべき職務、人事院の権限が仮に職階制の格付の問題にしても、従来九級職以下については人事院のほうから各省の機関の長に委任してあつたとしても、これは人事院の事後承認を願わなければならぬ、若しくは事前の承認も得なければならない。ところが今までの外務公務員法においては、外務省に勤務する職員については、これはもう殆んどそういう職階級の格付については、外務公務員については、これは外務大臣が格付するという格好で、明らかに人事院の権限が長饋されておるといふに私ども考えざるを得ないのです。こういう状態は私どもの判断では、これは最近何か人事院に対して、人事院の機構改組であるとか、或いは権限の縮小とか、そういう問題が取上げられておる矢先に、まだその問題は具体的には決定しないようですが、側面から裏面から、こういう外務公務員法等の設定を通じて人事院の権限といふものが縮小されて行く傾向がここにはつきり露呈されておるではないですか。私どもはこういう点について非常に心配しております。そういう点について浅井さんは、人事院としては、こういう外務公務員法等の、こういう制定の仕方によつて人事院の権限は毫

も侵されない、それから又今流布されておる人事院の権限の縮小とか、機構の縮小というような問題にまでこの問題が関連しておる問題ではないといふように明確なお見通しを持つておられるかどうか、その点についてこの際懿裁に承わつておきたいと思います。

○政府委員(淺井清君) 先ず第一に千葉さんの御質疑に對して深く感謝をいたしました。千葉さん、長年人事委員として御活躍下さいまして、常に人事院を守るというような立場に立つて御質疑下さることは、私は第一に感謝をいたす次第であります。が、この法案につきましては少し申上げたいのでございまするが、第一は、附則十三條の特例をお引きになりましたが、そこに掲げてないといふような仰せでございまするが、これは申すまでもなく例示のことでござりまするからして、必ずしもそこに明確な文字を以て記してない範囲にまでもこの特例法が及びましたといたしましても、必ずしもこの同様の規定に反するとは申上げかねるかと存じております。次に、人事院の权限から逸脱するということに関しては二つの例をお挙げになりましたが、第一は、外交の機密を保持するための人事院の公平審理の制度が除外されおるといふことでござりまするが、これは決して保護をなくしておるわけではなくて、御承知のごとく別個の組織においてこれを保護すると、こういう立場で立案されておりまするから、人事院といたしましても承いたしたものでございます。殊にその委員の一人といたしましては、人事院を代表する職員も加えることに相成っております。ただ外交の機密を保持するということ

は現下において最も重大なことであることは申すまでもございませんから、多少保護の仕方が變つておるといふことで、決して保護を廃棄しておるものではない、公務員法に与えられた保護はとで、決して保護を廃棄しておるものではありません。第二点は、格付の点をお挙げになりましたが、現在におきましても、大体九級或いは十級以下でございますが、その程度以下のものはこれは各省へ任せてござります。ただそれは人事院規則でやつておるのでございまして、たまく外務公務員法が制定されまする機会に、これを法律の明文として現わしましたのでございまして、ただその任しました範囲が少しく拡大されておりますするが、この程度のことは私は別に差支えないのじやないかと、私は別に差支えないのじやないかと、かのように考へておる次第でございまして、事後承認が要るといふような仰せでございましたが、私の記憶が間違つていなければ、あの委任しました範囲におきましては、事後承認は要らないじやないかと思つております。

○千葉信君 まあ職階制の格付の問題だとか、それから今それに代る措置として設けられる新らしい審議会に人事官が入るのだからいいんだといふことについて、私は全然これは了承できませんが、併しこれらの問題については、どうせあとから逐條的に入つて行は決して保護をなくしておるわけではあります。確かにその委員の一人といたしましては、人事院を代表する職員も加えることに相成つております。ただ外交の機密を保持するということ

は現下において最も重大なことであることは申すまでもございませんから、多少保護の仕方が變つておるといふことで、決して保護を廃棄しておるものではない、公務員法に与えられた保護はとで、決して保護を廃棄しておるものではありません。第二点は、格付の点をお挙げになりましたが、現在におきましても、大体九級或いは十級以下でございますが、その程度以下のものはこれは各省へ任せてござります。ただそれは人事院規則でやつておるのでございまして、たまく外務公務員法が制定されまする機会に、これを法律の明文として現わしましたのでございまして、ただその任しました範囲が少しく拡大されておりますするが、この程度のことは私は別に差支えないのじやないかと、かのように考へておる次第でございまして、事後承認が要るといふような仰せでございましたが、私の記憶が間違つていなければ、あの委任しました範囲におきましては、事後承認は要らないじやないかと思つております。

○千葉信君 まあ職階制の格付の問題はこれは逐條の規定の中に入ると思いますが、今千葉委員が申した通りで、私たち心配しておりますのは、各省に成文化しまして任せてしまった場合、責任の所在、人事院の権威、権限の保全という問題から考へて、そのまでいいかどうかの問題、多少現在八級以下の問題という問題につきましては各省に任せても、責任は人事院にある、人事院の権威が保全できないものにつきましては各省に任せても、責任は人事院になる。人事院の権威を以て是正しなくて、不正の問題、いろいろな問題が起きた場合には、明らかに總裁の責任がある。任せてありますも、責任は人事院にある、人事院の権威が保全できないものにつきましては各省に任せても、責任は人事院になる。人事院の権威を以て是正しなければならない、そういう責任がある。それを私たちで守りたい、その気出ますから、私はここで一応……。

○カニエ邦彦君 今のに関連してですが、人事院總裁も、多少はこの人事院の権限がこの法案の中で譲られている話がございましたが、これは人事院規則六の一、それから人事院の指令六の

は現下において最も重大なことであることは申すまでもございませんから、多少保護の仕方が變つておるといふことで、決して保護を廃棄しておるものではない、公務員法に与えられた保護はとで、決して保護を廃棄しておるものではありません。第二点は、格付の点をお挙げになりましたが、現在におきましても、大体九級或いは十級以下でございますが、その程度以下のものはこれは各省へ任せてござります。ただそれは人事院規則でやつておるのでございまして、たまく外務公務員法が制定されまする機会に、これを法律の明文として現わしましたのでございまして、ただその任しました範囲が少しく拡大されておりますするが、この程度のことは私は別に差支えないのじやないかと、かのように考へておる次第でございまして、事後承認が要るといふような仰せでございましたが、私の記憶が間違つていなければ、あの委任しました範囲におきましては、事後承認は要らないじやないかと思つております。

○千葉信君 まあ職階制の格付の問題はこれは逐條の規定の中に入ると思いますが、今千葉委員が申した通りで、私たち心配しておりますのは、各省に成文化しまして任せてしまった場合、責任の所在、人事院の権威、権限の保全という問題から考へて、そのまでいいかどうかの問題、多少現在八級以下の問題という問題につきましては各省に任せても、責任は人事院にある、人事院の権威が保全できないものにつきましては各省に任せても、責任は人事院になる。人事院の権威を以て是正しなくて、不正の問題、いろいろな問題が起きた場合には、明らかに總裁の責任がある。任せてありますも、責任は人事院にある、人事院の権威が保全できないものにつきましては各省に任せても、責任は人事院になる。人事院の権威を以て是正しなければならない、そういう責任がある。それを私たちで守りたい、その気出ますから、私はここで一応……。

○政府委員(淺井清君) 誠に有難い御質問なんでございますが、決して多少ずつ認めるといふようなやり方をやつ

心配のような点は決してないとは言えないのであります。現に現在におきましても、いろいろな事項に関しまして、御したい、こういうふうなようにしてもらいたいというような要求は随分あるのでござります。併しながら人事院は只今お示しのような御趣旨に従つて、でござるだけ公務員を保護するという立場から公務員法を成るべく多く適用をいたし、例外を成るべく少くするといろ方針でやつて参つておる点は御了承願いたいと思ひます。ただこの外務公務員につきましては、最初公務員法を施行されましたときから、すでに特例を認めることが附則において予想されておりますので、これは当然であると思つております。次に然らば、この中味がその人事院の権限が多少ずつ失われて行くというその多少の一部をなしてないいかという御心配でござりまするが、先づこの程度は私は大丈夫だらうと思つております。

の点はどうお考えですか。
○政府委員(浅井清君) 御尤もでござりまするけれども、御承知のように特例法だけというと、これは一般職である外務公務員だけしか縛れないのです。ところが御承知のことく、大使、公使その他の特別職をも併せて一緒に規律いたしまする關係上、外務公務員特例法としないで、外務公務員法として、そうして特別職、一般職両方を縛る、こういうわけでございます。むしろ国家公務員法の規定といふものが実は特別職へも拡大されて適用されておるということは、この外務公務員法の中にもあるのでございまするから、私どもが仮に決して千葉さんのおつしやることの掲足をとるわけではないのでございまするけれども、元来特別職には適用されない国家公務員法を、この外務公務員法においては逆に拡大して特別職にも若干適用されるのである、かように御了承願いたいと存ります。

当採んだ問題で、一般職、特別職の問題で随分議論したところでございますが、あのときの總裁の御意見と、今度この法案を作りましたときとはお考えが変られたのであらうかどうか、それをお聞きいたします。

○政府委員(淺井清君) それは変りました。なぜ変つたかと申しますれば、それは主として国会の御意思に従つ、つまりあのときは全権委員といふものを一般職としていいのじやないかと思つておつたのでござります。ところが国会方面におきまして、これは特別職ではないかという御議論が非常にございましたので、そこで人事院といつましても、これは国会の御意見通り特別職にいたすほうがよからうと考えた次第でござります。

○森崎謙君 これは私は実はとんでもない御答弁だと思って、むしろあきれるのでございますが、そういう国会の意思を尊重されるのでしたら、八月のときなぜ尊重されなかつたか、問題はそこにある。

○政府委員(淺井清君) あのときは至急に全権委員を任命する必要もあり、一応あれで御了承を願いたい。國家公務員法の改正案を出さなければ、それはできないことでござりまするからして、そこであの通りになつたと私は記憶いたしております。

○森崎謙君 重ねて……。あの当時官房長官であられた岡崎さんにこの問題を開きましたとき、法律の改正その他を全部一応考えて検討済みだ、衆議院で大多数を持つておる自由党としては、これはいいということでこのようにしたというのです。だから考へる時間はあつた。法律の改正の時間はあつ

たわけです。けれども浅井経基は自由党の考え方と私は同じ考え方でございまするから、この際はこうだというようにはつきり押して行かれたのです。そのときはそうであつたが今は考えが變りました。変る根本は、国会の意思を尊重したと言われるのでは、私たちはどうもこれは納得行かないのです。非常にこれはおかしい矛盾だと思う。そのときは突つ張つたんです。国会の意思は相当それであつたんですが、多少あるの十一国会が開かれたときは、それは手遅れかも知れませんが、その前に準備の時期が相当あつたわけです。その時期を全然考えずして、間がなくなつたからといふので一応押して、今になつて国会の意思を尊重すると言われたのでは、これは総裁の権威にかかるわるうではつきり、これは例えれば私一、二拾つて読んで見ましょか。これは君並びに吉田法暉君からもこれについて、では質疑があつたんだですが、総裁のはうではやはり信念の問題だと思う。それはやはり信念の問題だと思う。それが今になつて變るということはおかしいと思うのです。言換えたならば、そのときへ、の時流に従いまして、法律の解釈は、今の憲法の解決も同じですが、法律の解釈がそのときの便利のいいように変えられたのではなくて、それが今になつて變るということはおかしいと思うのです。浅井さんのほうでは、これはやはり信念の問題だと思つては、浅井さんのほうでは、これはこのときには信念で言われたのかどう

か、今になつて国会の意思表示をどうするか、心理的経過の根本的な動因があらわれるか、詳しく述べわたいたいと思います。

○政府委員(浅井清君) 御尤もですかが、その官房長官のほうと私のほうとは又別の問題でござりまするが、それは官房長官がこう申しましたから、私が追従いたしたわけではないのでござります。御指摘のように、あのときこれを特別職にするか、或いは一般職にするか、若しも特別職にするならば、国家公務員法の改正を要する。どつづけるかは考めたでござります。ところがそこであつて一般職でもよからぬといふような考え方を持つて参つて、そこで国会へ参つて御審議を願いますと、これは特別職でなければならんといふような御意見が多かつたのでござりまするからして、今回、つまり政事のほうでこれを特別職にすることに御意をいたしておる次第でござります。

政府のほうといたしましては、これなは特別職になることに同意したわけで、そう国会がものを言つたから変てはいかんと仰せられますると、ちつと困るのでござりまするが、人事院の意見はどうか私は存じませぬが、人事院といたしましては、このことは特別職になることに同意したわけで、その政府の意見はどうか私は存じませぬが、人事院といふやうな御意見が多かつたのでござりまするからして、その御意向を十分尊重いたす。従つて從来考えておりましたことでも国会の御意向に従つて見えるということは、これは当然のことのように思つておるので、そのため前の方々があやふやであつたからくなつたとか、何とかいうことです、常に迷惑に存ずる次第でござります。

○森崎謹君 浅井總裁がこういふ問

題。非うだと變ま分院よつけられせを同府さどるさうこらは祇はと風和こ

について素人であられまするならば、私はそれは結構だと思います。こういう問題につきまして専門家で責任者であると私は思うのです。そこで私はあなたにはつきりしたお答えを頂きました。国会の意思がどうだ、こうだといふことは、今はそういうように申されます。が、今日の御答弁の中にも、この外務公務員の問題はもう初めから予想されて考えられておる問題だ。又この前の第十一臨時国会でも全権委員なんといふのは、これは明治の初め頃からちゃんとあつたのだということすら誰もわれております。だからこれはもう急に出了問題じやない。だからこれを分けて言いますると、あらかじめこの問題を研究して、これに対処すべきであります。あなたのほうでその対処するところの作業を怠つておられると思う。そのときになつて政府からいろいろ／＼言われて、それでまあそのときだけ通用する、押し切るための方便的な説明であるのときを済ましたのか。そしてその後において正式な法案が出されようとしても、あなたがおいてはやはり良心的に考へて、これは特別職だといふようならんと思ひますが、あのときのああでは困ると言つておるのではない、当然これは特別職にしてもらわなければなりません。が、私は今になつて変えてくれる、ああいうときにこそ本当は懲戒として、これはこうでございます。たとえ日にちがなくとも、何日か延ばさなければならんということを特にあなたに申上げいためにこれを質問する

のであります。私は特にこれを意図して、こだわつてどうとかといふ意思是毛がないのでありますので、その点だけは、今後再びこういう轍は踏まないよと、に、過ちを冒さないよう、今後は重に人事院總裁としての権威の上に、たれて御善処願いたいということをお願いいたします。

に「外交職員」としてきめるものに、「外交領事事務」に従事するもの、その他「一般的補助業務」という言葉がありますが、この「外交領事事務」というのは一体どういうものを具体的には外務省令で定めておられるか。それから又「その一般的補助業務」についても一體どういうふうな具体的なお仕事をお持ちか。その点をもう一度はっきり取つておきたいと思ひます。

いたしますか 第五條の……
○カニエ邦彦君 第五條に行くまでに
第二條の点でありますべく、「一般的の範囲
業務に従事する者で外務省令で定めるもの」
この「外務省令で定めるもの」の範囲はどういうものになるのです。
○政府委員(大江晃君) 運転手、タイ
ピスト、印刷工、こういう特殊の技術
を余くもの全部でございます。

ちやつたはうか早いのではないか
この点はどうなんですか。はつきり
つ……。先ほど言われておったのと並
常に違うよう考へられるのですか、
あなたの今のお考え方通りなんですか。
○政府委員(石原幹市郎君) これはな
先ほどちよと申上げたと思うのですが
りますが、國の内外の間における人材
の交流等も非常に頻繁に行われますアフ
リカ、それから又職務が非常に密接に關
し、それから又職務が非常に密接に關

おりましたが、今日は淺井さんはすつかり態度を変更されて、少數の意見だけを取上げて、国会の御論議だつたということを今日おつしやつて、その御論議を参考になさつたといふのですから、これは私は浅井さんとしては大きな進歩だと思います。どうか一つ将来も、法律が通つたのだから、国会がこうだからとの一点張りで押しきらばくに、この法律が審議された場合のたくさんの意見というものも、今の御答弁のように十分尊重されるように、この際特に浅井さんに御要望申上げて、私は次の質問に入ります。外務政務次官にお尋ねいたしますが、これがあつたかのように伺つておりますが、重ねて昨日欠席したものですから、お伺いしたいことは、第二條の第四項

○千葉信君 そいたしますと、これ非常に範囲が広いというふうに考へられますね。それで一体、今ここでつきりお聞きすることは無理かと思しますが、この法律が提案されていろるこの外務省令等についてもお考えをお持ちだと思いますから、参考のためにお伺いしたいのですが、大体人員としては、外務本省に勤務する一般職の職員のうちで、この業務に従事するだろうと思われる人員は一体幾らくらいになりますか。

○政府委員(大江晃君) 只今詳しく何名という数字を申上げるわけに行きませんが、現在外務省の職員といふしておるものは約千五百名ございまが、その半分以下のものがこれに該当いたします。

○千葉信君 これは淺井総裁にお尋ね

から講論をされておつた外務省の事務官の特殊性に鑑み、その特殊性の範囲といふものは、外務省の殆んどは員と、こういうことになつてしまふ。けになるので、非常に先ほどから何をこう私聞いておつたのですが、ほかの同僚委員との間の質疑の間でも、特に外務省の機密漏洩に関する重要なその職務にあるかたとか、或いは又別職の特別のものであるとか、こううものがこの法令によつて運用され行くんだという印象を非常に強く持つておつたのです。で、そういうことと転手、タイプストとか、或いは又そ他の雑役人夫のようなもの以外のもと云々となれば、殆んど全部と言

なことをも含めて総括して考えると、そういうようなことを仮に言われるならば、外務省以外の一般職のかかが、或いは通産省の、特に貿易関係業務に従事しておつたものが、これで外交官になり得るということは、これは絶対にないというわけにも參りませんし、そういうような、いわゆる基礎的な観念でどん／＼と進めて行くといふことになると、先ほどから議されておつた国家公務員の体系の基までも潰して行くという結果になるですよ。特に本質的な、この法案のわゆる性格というか、要素というものが、あるのではないかと思うのですが、そういうことで、既て外務省は外務省で、そういう特殊性だからと言ひて、殆んど外務省を挙げて別のいわゆる公務員法を作り、そうして又その

に、この際特に浅井さんに御要望申上げて、私は次の質問に入ります。外務政務次官にお尋ねいたしますが、これはたしか昨日の連合委員会でも御答弁があつたかのように伺っておりますが、重ねて昨日欠席したものですから、お伺いしたいことは、第二條の第四項

○政府委員 大江昇泰 只今話しくて
名といらう字を申上げるわけに行きません
せんですが、現在外務省の職員といわ
しておるものは約千五百名ござります
が、その半分以下のものがこれに該当
いたします。

○千葉信吾 これは淺井總裁にお尋ね
いたしました。

ておったのです。でもう少し云ふと、
と思つて、今逐條にぼち／＼入りかか
たのですが、入ると途端に、もう殆
ど今のあなたの説によればですよ、運
転手、タイピストとか、或いは又そ
他の雑役人夫のようなもの以外のも
のといふことなれば、殆んど全部と言

わゆる性格といふか、要素といふものがあるのではないかと思うのですが、そういうことではてんで外務省は外務省で、そういう特殊性だからと言ひて、殆んど外務省を挙げて別のいわゆる公務員法を作り、そうして又その

の各省各厅においても特殊性を考え、それを非常な広範囲な、いわゆる限外にまで引き伸ばして単独な法律案を作つて行くというようになつたら、一体公務員の建前といふものは、どうしたことになるのですか、そんな常識から考えたつて、自動車の運転手やタクシードライバー、仮に今あなたが言われておるタクシードライバーといふ重要な外交の事務の機密に関するものをタイプするのですから、それまで言えばタクシードライバーもいつそ入れやつたらどうか、運転手もそいつたいわゆる重要な任務を持つておる人を乗せて運ぶのだから、これ又どこに誰が行つたか、或いはどこにいつ誰が行つたか、いうようなこともわかるので、具体的に言えばこれも機密に関するよ。そういうよなことで、これを如何にも外務省の特殊事情に鑑みとか、或いは外交の機密に属するとかいう理由で、そこまで拡大、広義に延長さして行つたならば一体どうなるか、この点一つどうですか。

○政府委員(石原幹市郎君) これは先ほども触れたのでありまするが、こう

いう特例を認める、設けなければならんことは、外務公務員の勤務が

外国に勤務する場合が多い。外国の非

常に遠い所に勤務しておる。それから

まするが、職階制についても、もう大

部分一般公務員法の適用を受けるの

でありまするし、そうして恩給法は全

く適用を受けるのであります。任務に

ついても大部分は国家公務員法の適用

を受けるのでありますて、又機密の保

持ということにつきましても、通常の

機密保持の点は、これはもう国家公務

員法の適用を受けるのでありますて、

ただ外務公務員におきましては、つま

らとうから大丈夫だというような御答弁

ることになつておるのであります。

○カニエ邦彦君 そうなると、私が今

言ったように、あなたの言われるよう

な特例ではないのですよ、特例ではな

くして、むしろ一般例ですよ、それは

そこまで外務省の全部の職務がそなだ

といふようなことにしてしまはなら

ばよいのであつて、赴任する勤務地が

変わつたというときに特例にすればよい

のであつて、何も一般的のものまでやる

必要はないのじやないか。この点はどう

うも特例々々ということを言つておら

れることと、実際この法の内容に規定

しておらんようと思ふのですが、それ

はどうですか。

○政府委員(石原幹市郎君) これは御

お尋ねされたのでありまするが、こう

なことは、外務公務員の勤務が

常に遠い所に勤務しておる。それから

まするが、職階制についても、もう大

部分一般公務員法の適用を受けるの

でありまするし、そうして恩給法は全

く適用を受けるのであります。任務に

ついても大部分は国家公務員法の適用

を受けるのでありますて、又機密の保

持ということにつきましても、通常の

機密保持の点は、これはもう国家公務

員法の適用を受けるのでありますて、

ただ外務公務員におきましては、つま

らとうから大丈夫だというような御答弁

が、それを本省に勤務しておりまする

ものも、これに大部分のものを包含い

たすということは、先ほど申し上げまし

たように、人事の交流等も頻繁に行わ

れまして、本省におけるものもいつ外国

勤務になるかもわかりません。それか

らこちらにおきましても、これは申上

げるまでもないことと思うのであり

まするが、いろいろの会議に出るとい

うこともありまするし、いわゆる外交

やタクシードライバー、仮に今あなたが言われ

ておるタクシードライバーといふ重要な外

交の事務の機密に関するものをタイプ

するのですから、それまで言えばタク

シードライバーもいつそ入れやつたらどう

か、運転手もそいつたいわゆる重要

な任務を持つておる人を乗せて運ぶの

だから、これ又どこに誰が行つたか、或

いはどこにいつ誰が行つたか、いうよう

なことをもかるので、具体的に言えば

これも機密に関するよ。そういうよ

うなことで、これを如何にも外務省の

特殊事情に鑑みとか、或いは外交の機

密に属するとかいう理由で、そこまで

拡大、広義に延長さして行つたならば

一体どうなるか、この点一つどうですか。

○政府委員(石原幹市郎君) これは先ほども触れたのでありまするが、こう

なことともわかるので、具体的に言えば

これも機密に関するよ。そういうよ

うなことで、これを如何にも外務省の

特殊事情に鑑みとか、或いは外交の機

密に属するとかいう理由で、そこまで

拡大、広義に延長さして行つたならば

一体どうなるか、この点一つどうですか。

○政府委員(石原幹市郎君) これは先ほども触れたのでありまするが、こう

なことともわかるので、具体的に言えば

これも機密に関するよ。そういうよ

うなことで、これを如何にも外務省の

特殊事情に鑑みとか、或いは外交の機

密に属するとかいう理由で、そこまで

拡大、広義に延長さして行つたならば

一体どうなるか、この点一つどうですか。

○政府委員(石原幹市郎君) これは先ほども触れたのでありまするが、こう

なことともわかるので、具体的に言えば

これも機密に関するよ。そういうよ

うなことで、これを如何にも外務省の

特殊事情に鑑みとか、或いは外交の機

密に属するとかいう理由で、そこまで

拡大、広義に延長さして行つたならば

一体どうなるか、この点一つどうですか。

○政府委員(石原幹市郎君) これは先ほども触れたのでありまするが、こう

なことともわかるので、具体的に言えば

これも機密に関するよ。そういうよ

うなことで、これを如何にも外務省の

特殊事情に鑑みとか、或いは外交の機

密に属するとかいう理由で、そこまで

拡大、広義に延長さして行つたならば

一体どうなるか、この点一つどうですか。

○政府委員(石原幹市郎君) これは先ほども触れたのでありまするが、こう

なことともわかるので、具体的に言えば

これも機密に関するよ。そういうよ

うなことで、これを如何にも外務省の

特殊事情に鑑みとか、或いは外交の機

密に属するとかいう理由で、そこまで

拡大、広義に延長さして行つたならば

一体どうなるか、この点一つどうですか。

○政府委員(石原幹市郎君) これは先ほども触れたのでありまするが、こう

なことともわかるので、具体的に言えば

これも機密に関するよ。そういうよ

うなことで、これを如何にも外務省の

特殊事情に鑑みとか、或いは外交の機

密に属するとかいう理由で、そこまで

拡大、広義に延長さして行つたならば

一体どうなるか、この点一つどうですか。

○政府委員(石原幹市郎君) これは先ほども触れたのでありまするが、こう

なことともわかるので、具体的に言えば

これも機密に関するよ。そういうよ

うなことで、これを如何にも外務省の

特殊事情に鑑みとか、或いは外交の機

密に属するとかいう理由で、そこまで

拡大、広義に延長さして行つたならば

一体どうなるか、この点一つどうですか。

○政府委員(石原幹市郎君) これは先ほども触れたのでありまするが、こう

なことともわかるので、具体的に言えば

これも機密に関するよ。そういうよ

うなことで、これを如何にも外務省の

特殊事情に鑑みとか、或いは外交の機

密に属するとかいう理由で、そこまで

拡大、広義に延長さして行つたならば

一体どうなるか、この点一つどうですか。

○政府委員(石原幹市郎君) これは先ほども触れたのでありまするが、こう

なことともわかるので、具体的に言えば

これも機密に関するよ。そういうよ

うなことで、これを如何にも外務省の

特殊事情に鑑みとか、或いは外交の機

密に属するとかいう理由で、そこまで

拡大、広義に延長さして行つたならば

一体どうなるか、この点一つどうですか。

○政府委員(石原幹市郎君) これは先ほども触れたのでありまするが、こう

なことともわかるので、具体的に言えば

これも機密に関するよ。そういうよ

うなことで、これを如何にも外務省の

特殊事情に鑑みとか、或いは外交の機

密に属するとかいう理由で、そこまで

拡大、広義に延長さして行つたならば

一体どうなるか、この点一つどうですか。

○政府委員(石原幹市郎君) これは先ほども触れたのでありまするが、こう

なことともわかるので、具体的に言えば

これも機密に関するよ。そういうよ

うなことで、これを如何にも外務省の

特殊事情に鑑みとか、或いは外交の機

密に属するとかいう理由で、そこまで

拡大、広義に延長さして行つたならば

一体どうなるか、この点一つどうですか。

○政府委員(石原幹市郎君) これは先ほども触れたのでありまするが、こう

なことともわかるので、具体的に言えば

これも機密に関するよ。そういうよ

うなことで、これを如何にも外務省の

特殊事情に鑑みとか、或いは外交の機

密に属するとかいう理由で、そこまで

拡大、広義に延長さして行つたならば

一体どうなるか、この点一つどうですか。

○政府委員(石原幹市郎君) これは先ほども触れたのでありまするが、こう

なことともわかるので、具体的に言えば

これも機密に関するよ。そういうよ

うなことで、これを如何にも外務省の

特殊事情に鑑みとか、或いは外交の機

密に属するとかいう理由で、そこまで

拡大、広義に延長さして行つたならば

一体どうなるか、この点一つどうですか。

○政府委員(石原幹市郎君) これは先ほども触れたのでありまするが、こう

なことともわかるので、具体的に言えば

これも機密に関するよ。そういうよ

うなことで、これを如何にも外務省の

特殊事情に鑑みとか、或いは外交の機

密に属するとかいう理由で、そこまで

拡大、広義に延長さして行つたならば

一体どうなるか、この点一つどうですか。

○政府委員(石原幹市郎君) これは先ほども触れたのでありまするが、こう

なことともわかるので、具体的に言えば

これも機密に関するよ。そういうよ

うなことで、これを如何にも外務省の

特殊事情に鑑みとか、或いは外交の機

密に属するとかいう理由で、そこまで

拡大、広義に延長さして行つたならば

一体どうなるか、この点一つどうですか。

○政府委員(石原幹市郎君) これは先ほども触れたのでありまするが、こう

なことともわかるので、具体的に言えば

これも機密に関するよ。そういうよ

うなことで、これを如何にも外務省の

特殊事情に鑑みとか、或いは外交の機

密に属するとかいう理由で、そこまで

拡大、広義に延長さして行つたならば

一体どうなるか、この点一つどうですか。

○政府委員(石原幹市郎君) これは先ほども触れたのでありまするが、こう

なことともわかるので、具体的に言えば

これも機密に関するよ。そういうよ

うなことで、これを如何にも外務省の

特殊事情に鑑みとか、或いは外交の機

密に属するとかいう理由で、そこまで

拡大、広義に延長さして行つたならば

一体どうなるか、この点一つどうですか。

○政府委員(石原幹市郎君) これは先ほども触れたのでありまするが、こう

なことともわかるので、具体的に言えば

これも機密に関するよ。そういうよ

うなことで、これを如何にも外務省の

特殊事情に鑑みとか、或いは外交の機

密に属するとかいう理由で、そこまで

拡大、広義に延長さして行つたならば

一体どうなるか、この点一つどうですか。

○政府委員(石原幹市郎君) これは先ほども触れたのでありまするが、こう

なことともわかるので、具体的に言えば

これも機密に関するよ。そういうよ

うなことで、これを如何にも外務省の

特殊事情に鑑みとか、或いは外交の機

密に属するとかいう理由で、そこまで

拡大、広義に延長さして行つたならば

一体どうなるか、この点一つどうですか。

○政府委員(石原幹市

のはいつですか、これは……。

○政府委員(浅井清君) ちょっと調べ

まして……。

○千葉信君 二十六年の二月八日制

定、これには明らかに承認をしなけれ

ばならない、人事院が承認をしなけれ

ばならないことになります。そ

ういうふうな理論では、同じくこの第

五條の問題ですが、外務職員について

は、外務大臣が行うその官職の格付は

政令できめる、必要な事項は政令で

きめるというふうになつておりますが、

これに対し外務省は一体どちらいう御

計画をお持ちか、この点を伺いたい。

○政府委員(大江晃君) 只今吟味いた

しております格付の外務政令案につい

て申上げますれば、格付の基準といった

しましては、国家公務員の職階制に関

する法律及び又これに基きまする、こ

の法律に基きます人事院規則及び人事

院指令、それから職階明細書、在外の

公館長から提出いたしました職級の説

明書、こういうようなものを基準にしてやつております。

○千葉信君 そういたしますと、職階

制に関する格付等には全く人事院の方

針通り、指令その他を尊重してやると

いうふうに了解して差支えありません

か。

○政府委員(大江晃君) 人事院と十分

連絡をとりまして、そういう方針でや

つております。

○千葉信君 深井さんにお尋ねします

が、今の外務当局の説明から行きます

と、これはもう人事院のほうで採用さ

れ、人事院のほうで計画され、立案さ

れておるその方針に全く従つてやると

いうふうに外務省のほうでもお考えに

なつておられるのですか。

○政府委員(浅井清君) どの官職をど

こへ格付けるかはこの法案にある通

り、外務大臣がやるのであります。併

しながら、それは何でも勝手にどこへ

でも格付ができるというふうにはなつ

ておらんのであります。これは職級明

細書というものがあつて、それに従つ

てやります。その職級明細書は人事院

がこしらえるのですから、言葉はおか

しいのであります、人事院が嵌めた

枠の中でやるということを今度政令で

きめると、こういうことですから、そ

の限りにおいては、人事院の方針とい

うものは外務省においても尊重してや

れる、こういうふうに考えておりま

す。

○千葉信君 若し只今の外務省当局の

しましては、国家公務員の職階制に関

する法律及び又これに基きまする、こ

の法律に基きます人事院規則及び人事

院指令、それから職階明細書、在外の

公館長から提出いたしました職級の説

明書、こういうようなものを基準にしてやつております。

○千葉信君 御答弁通り運ぶと

すれば、この條文は全く不必要的もの

を生かしたことになると思うのです

ね、私ども併し実はそろは行かないと思

うのです。これはもう全く外務大臣

の或る程度の越権行為、というのは少

し失当かも知れませんが、そういう状

態が起るのではないかという心配を私

公館長から提出いたしました職級の説

明書、こういうようなものを基準にしてやつております。

○千葉信君 そういたしますと、職階

制に関する格付等には全く人事院の方

針通り、指令その他を尊重してやると

いうふうに了解して差支えありません

か。

○政府委員(大江晃君) 人事院と十分

連絡をとりまして、そういう方針でや

つております。

○千葉信君 深井さんにお尋ねします

が、今の外務当局の説明から行きます

と、これはもう人事院のほうで採用さ

れ、人事院のほうで計画され、立案さ

れておるその方針に全く従つてやると

いうふうに外務省のほうでもお考えに

なつておられるのですか。

たの答弁通り行われるとすれば、要り

もしないような條文を設けることによ

る、闇取引はできない制度でございます

から、お互に制し合いますからし

てやります。そのようなことは現に起つております。

○千葉信君 専門員の問題について

は、実は案外浅井さんのおつしやつて

やれるよう今そのことが正確に行われ

るようだと思ふのですが、これは実際

問題として殆んど考えられないように

思ひます。

○千葉信君 専門員の問題について

は、実は案外浅井さんのおつしやつて

やれるよう今そのことが正確に行われ

て、そのようなことは現に起つております。

○千葉信君 専門員の問題について

つて、人事院でやつたり、或いは委任事項としてやつたりしておるやり方で、而も最終的には人事院が責任を負つて来た。從来の格付が完全に人事院の分類や、或いは人事院の指令等によつても、その格付に対する責任は

今度は人事院ではなくして、外務大臣によるところなんです。その場合に格付するとか、或いは人事院の規則や、或いは人事院の分類や、或いは人事院の指令等によつても、その格付に対する責任は

外務大臣であるとか、或いは格付の方

に格付されるということなんです。その場合に格付するとか、或いは人事院の規則や、或いは人事院の指令等によつても、その格付に対する責任は

